

令和5年第6回本部町議会臨時会議録

招集年月日	令和5年10月17日		
招集場所	本部町議会議場		
開閉会日時	開会	令和5年10月17日	午前10時00分
及び宣言	閉会	令和5年10月17日	午前10時57分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出席 10名	欠席 3名	欠員 1名
--------	-------	-------

議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
1	仲程清	出	9	仲宗根須磨子	出
2	長濱功	欠	10	崎浜秀昭	欠
3	山川竜	出	11	比嘉由具	出
5	松田大輔	欠	12	座間味栄純	〃
6	欠員		13	喜納政樹	〃
7	伊良波勤	出	14	具志堅勉	〃
8	具志堅正英	〃	15	松川秀清	〃

※ 会議録署名議員

12番	座間味栄純	13番	喜納政樹
-----	-------	-----	------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町長	平良武康	副町長	上原正史
教 育 長	喜納すえ子	産業振興統括監	並里力
住民生活統括監兼総務課長	仲宗根章	企画商工観光課長	宮城健
子育て支援課長	崎原誠	福祉課長	大城尚子
建設課長	渡久地要	教育委員会事務局長	有銘高啓

※ 本会議に職務のため出席した者

事務局長	屋富祖良美	主任主事	與那嶺卓
------	-------	------	------

議 事 日 程

10月17日（火）1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第55号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
4	議案第56号	本部町公園条例及び本部町保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
5	議案第57号	工事請負契約の締結について〈町営住宅瀬底第3団地新築工事（建築）〉 (議案説明・審議・採決)
6	議案第58号	令和5年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)

○ 議長 松川秀清 ただいまから令和5年第6回本部町議会臨時会を開会します。

開会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって12番 座間味栄純議員及び13番 喜納政樹議員を指名します。

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日10月17日限りの1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日10月17日限りの1日間に決定しました。

日程第3. 議案第55号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 おはようございます。令和5年第6回本部町議会臨時会におきまして、4件の議案を提出してございます。その内訳は、条例の一部改正議案が2件、工事請負契約に関する議案が1件、令和5年度補正予算議案が1件となっております。説明に当たりましては、副町長、教育長ほか、担当統括監及び課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 崎原 誠 議案第55号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和5年10月17日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、本部町の関係条例を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。一部改正条例になっておりまして、第1条が本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正となっております。

次のページをお開きください。ページの下のほうです。第2条につきましては、本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となっております。

3ページから17ページが新旧対照表となっております。後ほどご覧ください。説明に関しては19ページ、議案第55号説明資料3のほうで行います。

中段のほうです。改正内容について説明いたします。今回、改正条例第1条の本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして

は、子ども・子育て支援法第19条第2項を、今回法律改正に伴い削除されることとなっております。その削除に伴いまして、町条例の字句のほうを修正いたします。次に、改正条例の2条に関する本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、保育所保育指針の制定権限が、これまで厚生労働大臣だったのですが、今回こども家庭庁の設置に伴いまして、内閣総理大臣に移っております。それに伴いまして、条例の字句の修正を行うものとなっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第55号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第56号 本部町公園条例及び本部町保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 議案第56号についてご説明いたします。

議案第56号 本部町公園条例及び本部町保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町公園条例及び本部町保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和5年10月17日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、全ての町民が互いに人格と個性を尊重し合い、共に生きていく共生社会を推進するため、本部町公園条例及び本部町保育の実施等に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをご覧ください。本部町公園条例及び本部町保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町公園条例の一部改正。第1条、本部町公園条例の一部を次のように改正する。第3条第3項中、第1号及び第3号を削り、第2号を第1号とし、第4号を第

2号とし、第5号を第3号とする。次に、本部町保育の実施等に関する条例の一部改正。第2条、本部町保育の実施等に関する条例の一部を次のように改正する。第3条第1項中、第1号及び第3号を削り、第2号を第1号とし、第4号を第2号とする。附則、この条例は公布の日から施行する。

次のページに参考資料といたしまして、本部町公園条例と本部町保育の実施等に関する条例の今回の改正に係る部分の新旧対照表を添付しておりますので、ご確認ください。以上で説明を終わります。

- 議長 松川秀清 これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番 具志堅正英議員。
- 8番 具志堅正英 この条例の改正によって、本町で入所制限に係るものが出でてくるのか、お伺いします。
- 議長 松川秀清 子育て支援課長。

- 子育て支援課長 崎原 誠 8番、具志堅議員にご説明いたします。

今、入所の質疑でしたので、私のほうでお答えします。今回の改正に伴って、これまでと違った制限が発生するものではありません。

- 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。
- 8番 具志堅正英 これまで入所制限のあったものが、その制限が解かれる子供たちも出てくるのか。その辺をお伺いします。
- 議長 松川秀清 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 崎原 誠 8番、具志堅議員にご説明いたします。

これまで運用上は、最終的な判断は医師の診断書に基づいて行っておりましたので、条例で言う何かしら基準に引っかかるというものはありませんでした。今後も、入所に関しましては、最終的にはお医者さんの診断に基づいて行っていくこととなっております。

- 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第56号 本部町公園条例及び本部町保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 本部町公園条例及び本部町保育の実施等に関する

する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第57号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 議案第57号についてご説明いたします。

議案第57号 工事請負契約の締結について。町営住宅瀬底第3団地新築工事（建築）について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、町営住宅瀬底第3団地新築工事（建築）。2、契約の相手、本部町字東119番地、有限会社安護建設工業、代表取締役、安護宗成。3、契約金額、1億3,200万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和5年10月17日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページ、資料、請負契約の概要をお願いいたします。町営住宅瀬底第3団地新築工事（建築）。1、工期は160日間となっております。2の指名業者は有限会社安護建設工業から、有限会社比嘉建設工業まで5者でございます。3、工事概要としまして、町営住宅瀬底第3団地の新築工事のうち、建築に当たる工事になります。鉄筋コンクリート造、地上2階建て、6戸。建築面積は268.01平方メートル。延床面積が408.97平方メートル。工種に関しましては、共通仮設工事から始まりまして雑工事まで一式、建築工事の一式となっております。

次のページから、参考資料として入札結果報告書と図面を添付しております。入札結果報告書をめくりまして、A3の図面をお開きください。建築場所は左下の赤の四角で囲った地図に示しております。瀬底小学校の近くになっております。

次のページのA3の図面に1階の平面図を添付しております。各階3戸の2階建てで6戸となっております。

次のページのA3の図面に立面図を添付しております。また、今回の建築工事と同時に、電気及び機械設備の工事も同時に入札発注しております。工事の完了は今年度末の予定であります。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 これから質疑を行います。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 まず1点目は、新里から始まった子育て支援住宅の一環かどうかということです。それから、瀬底の第3団地ということで、複式学級を解消し、定住促進を図ったすばらしい企画だと思っているのですが、この造りですね、ちょっと気になったものですから。1階の平面図を見ると洋間が3室です。これまで町営団地は、謝花から始まって谷茶、それから最後具志堅ですか。40年近くの町営団地の中で初めて和室がない住宅。それはなぜなのか。私は、子育て支援住宅であるならば、やはり安心安全の部屋、それから冬はまた暖かいですし、そのように考えているのですが、その辺の説明を求めたいと思います。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 14番、具志堅議員にご説明いたします。

子育て支援住宅かというご質疑ですけれども、この瀬底第3団地も子育て支援に向けた施策として事業を展開している町営住宅になっております。次に、間取りの件に関して、和室がない件に関してですけれども、これも私たち内部で、設計の段階で議論がありまして、近年民間住宅のほうも和室がほとんどない物件のほうが増えていると。それに合わせて私たちもどうしようかというところを検討した結果、私たち町営住宅としても和室はなくして洋間のほうがいいのではないかという結論に至って、まず、その考えに至るまでに、和室の場合、畳、要は和室の場合、畳の、入退去時に住民の負担が出てくるというのもありますし、その点で洋間、敷金等の関係からも洋間のほうにしたほうがいいのではないかという意見があって、今回オール洋間のほうを採用しております。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 確認だけですけれども、この図面、57資料、このほうの東側の既設道路との境界線がありますけれども、これはセットバックした建物という理解でよろしいですか。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 1番、仲程議員にご説明いたします。

セットバックをして建てているのかというご質疑ですけれども、道路幅員自体は4メートル確保されておりまして、それから建てておりますので、全体的に配置を検討して、浄化槽の位置とともに検討した形で今の配置になっているところです。セットバック……、ちょっと待ってください。休憩をお願いします。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午前10時22分）

再開します。

再 開（午前10時22分）

建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 1番、仲程議員にご説明いたします。

セットバックに関しましては、特にセットバックをして建てるという配置にはしておりません。現状のものに合わせて配置しております。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 分かりました。これはフェンスはつくのかどうか。お願いします。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 図面にもちょっと小さいフォントで書いてはいるのですが、新規でフェンスは設置します。境界沿いに。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 先ほどの洋室、和室の件、私も気になって質疑をさせていただきたいのですが、担当課の説明だと、職員間での情報交換といいますか、そういう意見があつて洋室になっているということですけれども、今後、こういう公共事業をするときに、例えばそのときの時代の流れで和室が今いいということであれば、また和室に変えるのか。というところだと、少し一

貫性というか、そのときそのときの状況で変わってくるのかなと。また価値観によって変わってくるのかなというところですが、もっとしっかりしたルールといいますか、公共事業ですので、一つのルールが必要かと思うのですが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 3番、山川議員にご説明いたします。

山川議員が今おっしゃられた点に関しましては、確かにその状況、その時々で方針が変わるのかということもあるうかと思います。その点に関しましては、私たちも今回初めてオール洋間ということを採用して、設計を行って事業実施しているところですけれども、今後、町としてある一定の指針みたいなものを定めるような形で、設計の方向性は定めないといけないと思っておりますので、これまででは確かに和室をつくるという方向性でやってきました。今回変えますということになりますので、ある程度、ガイドラインなり指針的なものが私たちも必要だと改めて認識しているところでありますので、今後、その点について検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 職員を守るためにも、ぜひそのほうがいいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。以上です。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第57号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第58号 令和5年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 議案第58号をご説明いたします。

議案第58号 令和5年度本部町一般会計補正予算について。令和5年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和5年10月17日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いいたします。令和5年度本部町一般会計補正予算。令和5年度本部町

一般会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出それぞれ6,963万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ107億9,089万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

事業の説明は事項別明細書をもちまして説明をいたします。事項別明細書の歳出4ページ、5ページをお願いいたします。2款の総務費でございます。6目企画費、5ページの上段、低炭素なまちづくり推進事業、工事請負費のLED照明切替工事費1,879万円の増でございます。こちらは、現行の照明器具を省エネルギーのLED照明に切り替える事業でございます。対象箇所は、伊豆味トンネル照明と町管理の道路照明でございます。伊豆味トンネルでございますが、現在、トンネル内に75基の照明、そして外の出入口にそれぞれ1基ずつ照明がございまして、伊豆味トンネルで計77基の照明がございます。こちらを今回、トンネル内に21基、外の出入口にそれぞれ1基ずつで計23基、LEDに切り替えるものでございます。77基から23基に照明が大分減りますが、照明の明るさは確保されるものでございます。続きまして、町道路管理でございますが、現在61か所の道路照明が町管理にございます。今回そのうち42基をLEDに切替えを行うものでございます。こちらは一括交付金事業を活用いたします。

続きまして次のページ、6ページ、7ページをお願いします。教育費、1目の学校管理費でございますが、7ページの上段から3段目、瀬底小学校屋内運動場屋根改修工事監理業務委託料129万円、そして改修工事、一番下段でございますが4,955万4,000円。こちらは、瀬底小学校の体育館の雨漏りがなかなか止まらないということもございまして、今回調査をいたしました。それを、雨漏りを止めるための工事費と監理委託料を計上しているものでございます。工法は、既存の屋根にステンレスでカバーをするカバー工法が適していると判断したところでございまして、その工事費と監理を計上しているものでございます。こちらは全額単費で処置をいたします。今回はこの2件の補正でございます。以上、説明を終わります。

- 議長 松川秀清 これから質疑を行います。1番 仲程 清議員。
- 1番 仲程 清 今回の単費での予算措置ということで、非常に懸案でありましたが、私も一般質問で何度か取り上げて質問をさせていただきましたけれども、当局の英断に、非常に感謝を申し上げたいと思っております。この中で確認をさせていただきたいのですが、この図面の説明は後であるのですか。
- 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。
- 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 申し訳ございません。図面につきましては教育委員会事務局長と、LEDにつきましては建設課長のほうで、今から説明をお願いします。まず、教育委員会事務局長、お願いします。
- 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 有銘高啓 1番、仲程議員にご説明いたします。

私のほうからは、瀬底小学校体育館の改修に当たる図面のほうを説明させていただきます。3番の図面ですが、上段部分にあります屋根の図面になっております。左側が今、既存の図面になっておりまして、これまでの経緯が書かれております。平成25年1月に災害復旧工事を行い、4面のうちの1面を整備しております。その後、29年頃から雨漏りがありまして、4面補修工事を行ったという図面になっております。それから今回、屋根の工法検討も含めて行いました図面が右のほうになっておりまして、やはりこれまでの町内の体育館の改修に当たっても、既存の屋根の板の横ぶきから縦ぶきの屋根の構造ですが、形のほうになっている傾向もありまして、いろいろ調査しながらですが、新しい工法でも縦ぶきのほうで施工させていただくということになります。下の断面図を見ていただきますと、両サイドに旗揚げをさせていただいているのですが、既存の屋根の上に新たにカバー工法といいまして、新設になりますが、木毛セメント板、またその緩衝材、一番屋根のほうにはステンレスでのシーム溶接工法という工法によるステンレスの屋根を敷設させていただき、雨漏りを防ぐという工法になっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 1番、仲程議員にご説明いたします。

道路照明のLED化についてですけれども、お手元にお配りしています資料をご覧いただいて、まず青いライン及びフォントで示しているのが、既にLED化されている路線となっております。これが、LED照明として14基、それぞれあります。町道石川謝花線が10基全てLED照明になっています。町道満名川線も4基全てLEDとなっております。赤で示している路線、県道渡久地港線と町道渡久地旧県道線、町道大浜海岸線と町道大浜旧県道線、町道健堅旧国道線がありますが、こちらが今回LED化、取替えの対象路線になっておりまして、県道渡久地港線と町道渡久地旧県道線以外は、全て更新、ほかの路線は全て更新予定です。LED化する予定であります。旧渡久地港線は、県道84号線の道路整備事業が県によって実施されておりますので、そのうちの渡久地十字路にかかる部分の5基だけ今回交換はしないと。それはなぜかといいますと、今、県道の整備の件にかかりまして、県とこの交差点部分の照明の取扱いについて協議中であります。県の事業によってLED化されるかもしれない、できるかもしれないというところもありますし、今回私たちはLED化できるのですが、やってしまうと、逆に県道の交差点工事のときに支障物件として撤去するおそれもあるということで、予算を効率的に使うために、今回この5基は除きまして20基の更新予定となっております。伊豆味トンネル、オレンジのラインで示しています伊豆味トンネルに関しましては、トンネル構内及び構外全て77基なのですが、従来型をLED型に切り替えますけれども、こちらの場合は、支柱の部分とかの交換はなく、灯具のみ、LED部分だけの交換になっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 ありがとうございます。私は図面を見るのが非常に苦手でございまして、事務局長、再度質疑をいたしますけれども、既存の屋根の上に、取り外ししないでそのままつけるという考えでよろしいですか。この間見ました伊豆味方式、ああいう工法みたいなものですか。

お願いします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 1番、仲程議員にご説明いたします。

伊豆味方式は新設で建てた屋根になりますので、既存のものではなく新設です。瀬底に関しては、説明させていただきましたとおり、既存の屋根は残しつつ、新たにこの上に新しい工法を乗っけてカバーするという工法になっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 パネルそのものは、いわゆる伊豆味用に使ったパネルを使うということですね。分かりました。これは、結果的には何が原因だったのですか。調査をしているので分かると思うのですが、雨漏りをしている要因といいますか、これは何が、工法、造りの問題だったのか。そこら辺が分かりましたら。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 1番、仲程議員にご説明いたします。

原因が確定したものではないのですが、やはり今回調査を入れたことで、同じようなタイプ、横ぶきの屋根のものがちょうど施工する時期にはやっていたといいますか、大分メジャーな横ぶきの屋根だったそうです。そういう屋根の造りが、各市町村の体育施設のほうで雨漏りがあったという情報がありまして、やはりその造りが今回問題だったのではないかというところであります。ですので、やはりその造り、横ぶきの造りが今は縦ぶきの、町内各体育館、縦に屋根をふいているのですが、そういう造りが雨漏りを防ぐ一つの工法になっているのではないかということもありまして、今回伊豆味と同じような採用にさせていただいております。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員、4回目ですけれども、特別に1回だけ認めます。

○ 1番 仲程 清 6年ぶりに、バケツを並べなくていい体育館ということで、子供たちの喜ぶ顔が浮かんでまいります。ぜひ予算を通していただいて、早急に対応をお願いしたいと思っております。以上です。ありがとうございます。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 瀬底小学校体育館の屋根の修理工事が終わるのは、いつ頃を予定しているのか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

予算可決後、我々は早急に入札等に入らせていただきまして、約100日間の工期を予定しております。それで、今の計画では1月末が完全竣工と捉えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 それでは、この修理が終わるまでの間、今、体育館は雨が降るとどういう状態になっているのか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

これまで雨漏りの中、学校の運営というところでいきますと、体育館のフロアには新聞紙やビニールシート、またはバケツを置いておりますが、授業を行う、要は、影響がない際にはそれをどこかして体育の授業をすると。やはり雨漏りというのは、フロアのどこに落ちているというのがはつきり見えないところもあって危険もありますので、学校の先生方、また社会スポーツで利用される方に確認を取っていただきながら、利用していただくことになっております。なるべく危険がないような形での運用はしていくものだと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 先ほど仲程議員も言ったように、子供たちのために一日でも早く工事が完了することを望みます。頑張ってください。よろしくお願ひします。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 私も同じく関連するのですが、瀬底小学校の改修工事ですが、まさしく英断だろうなと思うのですが、私がちょっと気になるのは、今回、一般財源単費で丸々5,000万円の支出なのですが、これは起債を起こせるような起債要件がなかったのか。それとも、いわゆる一般財源に余裕があって5,000万円をそのまま使っても問題はないという考え方なのか。というのをお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

まず起債の件でございますが、できるだけこういった大型の予算に関しましては、できる限り起債をということが前提でございますが、今回は改修でございまして、改修にかかる起債が、メニューがないと。一番交付税バック率が高い過疎債も対象外でございまして、市中銀行から交付税バックのない借入れをするか、全部単費で、一年で充てるかという判断になりまして、今回は一年で充てる、全額単費で充てるということになりました。全体の予算としての状況でございますが、決して余裕のある状況ではございませんが、今回2億円程度の財調を当初予算で取り崩している状況でございまして、その中から歳出を組むという状況でございまして、一般財源全体で見ると決して余裕はなくて、財調からの取崩しで今回は充てるような、全体で見ればそのような形を取っている状況でございます。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 最初に申し上げたとおり、やはりこれは町長を先頭に、教育長、教育委員会の、子供たちのためであるという英断だったと私は考えております。今後の予算のバランスを考えるのも必要ですが、しかしそこに踏み切ったというのは、私はその価値があると思っておりますので、そこら辺はしっかりと早めに、工事のほうも進めていただきたいと思います。町長から一言、あればお願ひします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 私も仲程議員と2人で現場も何回か確認いたしました。雨の漏れ方が悲惨

な状況でした。そういったことの中で、議員がおっしゃいますように、当初はぜひ国庫補助事業がないだろうかということで、いろいろな角度から国庫補助事業の調達に模索しましたけれども、結論的に改修事業であるということで、国庫の事業が見つからないということに相なったという中で、じゃあどのようにすべきかということになりますけれども、結論的には単費を使わざるを得ないということでございました。当然ですけれども、財源の投入については、それは金額が大きいだけに、とても、どうするのかということで悩みもしましたけれども、もうここは子供たちの学校での授業にも差し支えるということがございましたので、単費を思い切って使って、そして改修することになりました。議員がおっしゃいますように、これまで、コロナ禍の中で、ある意味ではいろいろな角度から単費の投入の節約をやりながら、そして財調も積み上げてきたといいういきさつもございます。今、そんな中で使うべきは、しっかりまた使いながら、節約すべきはまたしっかり節約しながら、財政規律を保ちながら対応していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 3点ほどあります。まずLEDの改修工事の工事期間をお伺いしたいと思います。それから、先ほど来、話をされています瀬底小学校屋内体育館、そのステンレスカバー工法、当時普及していた工法でやった結果、ほかの市町村でも雨漏りがあったこともお聞きしましたが、そのほかの実績と、そのような工法で直ったかどうか。またやった経緯があるかどうか。それからもう1点は、その五、六年間、雨漏りで弱ったフロアといいますか、体育館の。その部分は今現在どうなっているのかということですね。その3点をお伺いしたいと思います。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 14番、具志堅議員にご説明いたします。

LED照明の取替工事に関して、工期は今年度いっぱいを取って、予算成立されたら今年度いっぱい工事完了を目指して発注していきたいと思っています。以上です。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 14番、具志堅議員にご説明いたします。

これまでの同じような工法での実績ということですが、1点目です。やはりこの工法を採用するに当たっては、実績を確認する必要もありました。というところで、平成16年に宮古島市の上野村の村営体育にて改修工事が行われております、あとは離島ではありますが、宮古島市の西辺小学校屋内運動場、こちらも宮古島市ですが、久松中学校体育館屋根改修工事、直近でいきますと、沖縄県総合運動公園の体育館の一部の屋根の改修で工法が使われている実績がございます。それと、傷んだフロアの件に関しては、やはりこれまで長い期間雨漏りがありました。全面改修というよりは、ひどい部分の一部修繕を行いつつ、フロアの維持をやってきたところであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 早い実績で言うと平成16年ということで、19年ですか、29年ですか、経

過していると思うのですが、その経過報告をそれも踏まえて。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 14番、具志堅議員にご説明いたします。

すみません、答弁漏れがありました。うちの担当の者から直接、宮古島市の担当のほうに確認を取りまして、その後、平成16年、20年近くの実績を確認したら、雨漏りは一応止まっているという報告を受けておりまして、そういう情報等も受けながら、やはり工法の検討の一つの材料として選定したというところであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 それを聞いて安心しました。それと、先ほど仲程議員からもありました。私も一般質問をさせていただきまして、五、六年来の念願がかなうことに、行政に大変感謝しております。それと私、3回目ですが、最後に教育長、当時瀬底小学校にもいらっしゃいましたので、グッドタイミングでまた改修工事ができるなど。カリーだと思っていますので一言、教育長のほうからよろしくお願ひします。

○ 議長 松川秀清 教育長。

○ 教育長 喜納すえ子 14番、具志堅議員にお答えいたします。

本当にうれしい限りです。その頃も新聞、バケツ、欠かせませんでした。その頃は、今、うちの教育委員会事務局長がおっしゃったような、町長がおっしゃったような、そんなにひどいという感じではなかったのですが、やはり雨漏りにすごく悩まされていました。この機会に、瀬底の子供たちが、そして地域の皆さんが本当に待っていた改修工事です。今の職に就いて、またそれがかなうということで、大変うれしく思います。以上です。ありがとうございます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和5年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 令和5年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和5年第6回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他
の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第6回本部町議会臨時会を閉会いたします。

閉会（午前10時57分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松川秀清

本部町議会議員 座間味栄純

本部町議会議員 喜納政樹